

中村区ユニバーサルスポーツ用具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを市民が気軽に親しめる機会をつくるために、中村区が所管するユニバーサルスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用具貸出対象者)

第2条 用具の貸出対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中村区内在住の者
- (2) 中村区内在勤または在学の者
- (3) 中村区役所区政部地域力推進課長（以下、「地域力推進課長」という。）が特に必要と認めた者

(貸出の不承認)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合
- (4) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (5) その他地域力推進課長が利用を不適當と認める場合

(貸出用具)

第4条 貸出の対象となる用具は別表のとおりとし、原則セット単位で貸し出すものとする。

(貸出期間)

第5条 用具の貸出期間は原則7日以内とする。（貸出期間最終日が閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで）の場合は翌開庁日とする。）ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は無料とする。

(申込方法)

第7条 貸出を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に貸出状況を確認し、ユニバーサルスポーツ用具貸出申込書（様式第1号）を提出しなければなら

ない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

- 2 申込書の提出は、借用日の3か月前（その日が閉庁日の場合は翌開庁日。）から3開庁日前までの間に行わなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。
- 3 申込書の提出は、閉庁日を除く日の午前8時45分から午後5時15分までの間に中村区役所区政部地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）へ行わなければならない。
- 4 申込書の提出は、先着順に受け付けるものとする。
- 5 貸出承認は、ユニバーサルスポーツ用具貸出承認書（様式第2号）を交付することによって行うものとする。

（貸出及び返却）

第8条 用具の借用及び返却は、閉庁日を除く日の午前8時45分から午後5時15分までの間に地域力推進課にて行わなければならない。

- 2 借用者は、借用の際に物品預り証（様式第3号）を地域力推進課長へ提出しなければならない。
- 3 地域力推進課長は、物品預り証の内容と貸出用具を確認後、借用者に用具を貸出すものとする。
- 4 地域力推進課長は、物品預り証の内容と返却された貸出用具を確認して、物品預り証を借用者に返却する。

（借用者の遵守事項）

第9条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を適正に使用し、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、保管しなければならない。
- (2) 用具を第三者に転貸し、又は使用する権利を第三者に譲渡し、若しくはその権利を担保に供してはならない。
- (3) 用具を目的外の用途に使用してはならない。
- (4) ボッチャの用具は屋内で使用しなければならない。
- (5) 用具を返却する際は貸出し時の状態で返却しなければならない。

（承認の変更及び取消）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の承認を変更または取消することができる。ただし、この場合において借用者に損失が生じても、中村区はその補償はしないものとする。

- (1) 中村区において用具を公用若しくは公共用に供するために必要が生じたとき。
 - (2) 借用者においてこの要綱に違反する行為があると認められるとき。
- 2 承認の変更を行う場合は、ユニバーサルスポーツ用具貸出承認変更通知書（様

式第 4 号) を借用者に対し交付するものとし、承認の取消しを行う場合は、ユニバーサルスポーツ用具貸出承認取消通知書(様式第 5 号) を借用者に対し交付するものとする。ただし、緊急を要するものについては、口頭で借用者に対し承認の変更または取消を告知し、通知書を後日交付するものとする。

(原状回復の義務及び損害の賠償)

第11条 借用者は、第 5 条に定める貸出期間が経過したとき又は前条の規定により承認を取消されたときは、自己の負担により中村区が指定する期日までに用具を原状に回復して返還しなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

2 借用者は、用具に起因して第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(経費等の負担)

第 12 条 借用者は、用具の搬入搬出にかかる経費、用具の維持又は保存のため通常必要とされる経費を負担しなければならない。

(免責)

第13条 中村区は、用具の使用に伴い生じた借用者及び第三者への損害について、区の責めに帰すべき場合を除き、一切の責任を負わない。

2 用具の使用にあたって、借用者と第三者との間に生じた紛争は、当事者間において責任を持って解決しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域力推進課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

用具名		数量	単位	内容
ボッチャ	ボッチャセット (APOWATEC 製)	3	セット	ボール 1 3 (白 1、赤 6、青 6) 審判用具 (パドル 1、キャリバー 大中小各 1、メジャー 1) ターゲットマット 1 収納用バッグ 1
	ボッチャセット (STEERTECH 製)	2	セット	ボール 1 3 (白 1、赤 6、青 6) 審判用具 (パドル 1、キャリバー 1) ターゲットマット 1 収納用バッグ 1
	ハーフコートマット (ボッチャ)	3	セット	ハーフコートマット 1 収納用バッグ 1
フライング ディスク	フライングディスク セット	1	セット	ディスク 1 0 アキュラシーゴール 1 フラッグ 1 アシスタントライン 1 専用キャリーバッグ 1
モルック	モルックセット	2	セット	モルック棒 1、スキットル 1 2 (1 から 12 のナンバリングあり) モルッカーリ 1 得点板 1 収納用バッグ 1
卓球 バレー	卓球バレーセット	2	セット	ルールブック 1 木製ラケット 1 2 ボール 2 箱 (1 箱 3 個入) サポートネットセット 1 (説明書 1 枚、ネット 1 枚、クランプ 2 個、 L 字支柱 2 本、ネジ 2 個、アンテナ 2 本)

ユニバーサルスポーツ用具貸出申込書		
年 月 日		
(宛先) 名古屋市中村区長		
ふりがな 氏名		
(団体名)		
住所		
生年月日 年 月 日		
電話 — —		
次の通り中村区の用具を借用したいので申込みます。		
使用目的	(行事名 :)	
使用場所		
使用予定人数		
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで (使用日時 : 年 月 日～ 日)	
貸出用具	ボッチャセット (APOWATEC 製)	セット
	ボッチャセット (STEERTECH 製)	セット
	ハーフコートマット (ボッチャ)	セット
	フライングディスクセット	セット
	モルックセット	セット
	卓球バレーセット	セット

注) 1 ボッチャの用具は屋内での使用に限ります。
2 次に使用する人のため、用具は必ずきれいにし、セットごとに収納用バッグに入れる等貸出し時の状態で返却してください。
3 用具の破損があった場合は、返却時に必ず申告してください。

様式第 2 号（第 7 条第 5 項関係）

第 号		
ユニバーサルスポーツ用具貸出承認書		
住 所 氏 名 (団体名)		
年 月 日に申し込みのありました用具の貸出については、 次の通り承認します。		
年 月 日		
名古屋市中村区長		
使用目的	(行事名 :)	
使用場所		
使用予定人数		
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで (使用日時 : 年 月 日～ 日)	
貸出用具	ボッチャセット (APOWATEC 製)	セット
	ボッチャセット (STEERTECH 製)	セット
	ハーフコートマット (ボッチャ)	セット
	フライングディスクセット	セット
	モルックセット	セット
	卓球バレー	セット
備考		

※本書は使用日当日に必ずご持参ください

- 注) 1 ボッチャの用具は屋内での使用に限ります。
 2 次に使用する人のため、用具は必ずきれいにし、セットごとに収納用バッグに入れる等貸出し時の状態で返却してください。
 3 用具の破損があった場合は、返却時に必ず申告してください。

物品預り証			
年 月 日 (宛先) 中村区区政部地域力推進課長 借用者 住 所 氏 名 連絡先 次の名古屋市の物品を借用期間まで借用します。			
借 用 目 的			
貸 出 用 具	ボッチャセット（APOWATEC 製）	セット	
	ボッチャセット（STEERTECH 製）	セット	
	ハーフコートマット（ボッチャ）	セット	
	フライングディスクセット	セット	
	モルックセット	セット	
	卓球バレーセット	セット	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日		
そ の 他	承認書文書番号 第 号		

確認欄

貸出		返還	
<年月日>	<担当者>	<年月日>	<担当者>

第 号

ユニバーサルスポーツ用具貸出承認変更通知書

住 所

氏 名

(団体名)

年 月 日に承認したユニバーサルスポーツ用具の貸出については、
下記の事由により、貸出承認の変更をします。

年 月 日

名古屋市中村区長

(事由)

(変更内容)

第 号

ユニバーサルスポーツ用具貸出承認取消通知書

住 所

氏 名

（団体名）

年 月 日に承認したユニバーサルスポーツ用具の貸出については、
下記の事由により、貸出承認の取消しをします。

年 月 日

名古屋市中村区長

（事由）